

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（地方消費税）</span>		
要望項目名	医療に係る消費税の課税のあり方の検討		
要望内容（概要）	<p>社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第一号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。</p>		
関係条文	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地方税法第72条の78、消費税法第6条、消費税法施行令第14条</p>		
減収見込額	<p>（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 国民に必要な医療・介護を提供するという高い公共性を有している医療機関等や介護サービス提供事業者等が、安定した経営を確保すること。</p> <p>（2）施策の必要性 社会保険診療や介護保険サービスは国民に必要な医療・介護を提供するという高度の公共性を有するものであることから、社会保険診療や介護保険サービスに係る消費税は現在非課税とされている。一方、医療機関や保険薬局、介護サービス提供事業者の医療機器等の仕入れに係る消費税については課税扱いであるため、社会保険診療報酬や介護報酬において消費税分を上乗せすることで医療機関等に負担のないよう措置してきた。</p> <p>しかしながら、一部の医療機関からは、社会保険診療報酬や介護報酬の消費税分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されない（いわゆる損税）状態になっているとの指摘がある。</p> <p>このため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律において、医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担は別途手当ですることとされた。</p> <p>また、これに加え、法律の中では、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討することとされており、今後、議論していくことが必要である。</p> <p>＜社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（抜粋）＞ 第7条第一号ト 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	医療・介護の公共性に配慮した消費税の適切な負担
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	現行は社会保険診療報酬で対応
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第一号トで「医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する」とされている。</p> <p>したがって、社会保険診療に係る消費税に関する仕組みや医療機関等における負担のあり方等についても引き続き検討することが妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成9、20、21、22、23、24年度要望